

## 取りまとめ報告書（案）〔改訂版〕

# 取りまとめ報告書（案）〔改訂版〕

令和●年●月

侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会

# 「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」取りまとめ報告書

## 目次

第1	はじめに	1
第2	本検討会の開催趣旨及び開催状況	2
1	本検討会の開催趣旨	2
2	本検討会の開催状況	2
第3	各検討事項についての議論の結果	4
1	「侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているか」について	4
(1)	現状について	4
(2)	具体的な措置の必要性について	4
2	「表現の自由その他の自由に対する不当な制約となっていないかどうか」について	7
(1)	現状について	7
(2)	具体的な措置の必要性について	7
3	その他の検討事項	9
(1)	「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること」について	9
(2)	「損害賠償命令制度の対象事件を拡大すること」について	10
(3)	その他	11
第4	終わりに	13

## 資料

別添1 委員名簿

別添2 「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」の開催状況

別添3 ヒアリング出席者

別添4 「刑法等の一部を改正する法律案」に対する衆議院及び参議院法務委員会における附帯決議

## 第1 はじめに

「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」（以下「本検討会」という。）は、令和4年6月に成立し、同年7月に施行された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）附則第3項において、改正法の施行後3年を経過したときは、政府において、改正後の侮辱罪の規定の施行の状況について外部有識者を交えて検証を行うこととされていることを踏まえ、改正後の侮辱罪の規定の施行の状況について検証を行うとともに、更なる刑事上の措置の要否等について議論を行うため、開催することとされたものである。

本検討会は、●回の会議を開催して、侮辱罪に関する各論点について議論を行ってきたところであり、ここにその議論の結果を取りまとめ、公表することにした。

## 第2 本検討会の開催趣旨及び開催状況

### 1 本検討会の開催趣旨

改正法附則第3項においては、政府は、改正後の侮辱罪の規定の施行後3年を経過したときは、同規定の施行の状況について、同規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨規定されている。

これを踏まえ、法務省では、改正後の侮辱罪の規定の施行の状況について検証を行うとともに、更なる刑事上の措置の要否等について議論するため、令和7年9月、法曹実務家や刑事法の研究者、報道関係者等11名の委員（別添1：侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会 委員名簿）から成る本検討会を設けた。

### 2 本検討会の開催状況

本検討会は、令和7年9月12日に第1回会議を開催し、令和●年●月までの間に、計●回の会議を開催した（別添2：「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」の開催状況）。

第1回会議において、改正法施行後の侮辱罪に関する事件処理の状況等について、事務当局から、罰金刑が科された事案が相当数あったことなどが報告されたほか、委員から、警察において、侮辱罪で現行犯逮捕した事例はなく、適正な運用を行っていることなどの説明がなされた。

また、同会議において、本検討会における検討事項を整理するに当たって、改正後の侮辱罪をめぐる実情等について幅広い知見を得るために、第2回会議以降にヒアリングを行うこととされたことから、第2回・第3回会議では、①インターネット上の違法・有害情報の実情、②憲法・情報法の観点から見たインターネット上の誹謗中傷対策としての侮辱罪の在り方、③誹謗中傷被害者から見た侮辱罪の在り方について、計4名からヒアリングを実施した（別添3：ヒアリング出席者）。

そして、第3回会議において、改正法附則第3項の趣旨や、改正法に対する衆議院・参議院の両法務委員会における附帯決議（別添4：刑法等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院における附帯決議（侮辱罪関係））、ヒアリング結果などを踏まえ、委員間での協議を経て、本検討会の検討事項は、① 「侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処できているか」について  
② 「表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか」（「侮辱罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設」を含む。）について

③ その他

- ・ 「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること」について
- ・ 「損害賠償命令制度の対象事件を拡大すること」について
- ・ その他

とすることとされ、第4回会議以降、これらの事項について議論を行うこととされた。

その上で、第4回・第5回会議において、各検討事項について議論を行い、第6回会議（令和8年1月26日開催）において、座長から、それまでの議論を踏まえて作成した取りまとめ報告書の案が示され、これに基づいて取りまとめに向けた議論を行った結果、第●回会議（令和●年●月●日開催）において、本報告書を取りまとめるに至った。

### 第3 各検討事項についての議論の結果

1 「侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているか」について

#### (1) 現状について

インターネット上の誹謗中傷の現状については、

- 侮辱罪の法定刑が引き上げられたことによって、悪質な事案に対して、より適切に対処することができるようになったと同時に、侮辱罪について一律に重い処罰がされているわけではなく、科料となった事案も相当数あり、個別の事案に応じた適切な運用がされていると考えられる
- 法定刑の引上げ後も、引き続き誹謗中傷の件数が増加していると思われ、なお一般予防効果が十分ではないといった認識が示された。

#### (2) 具体的な措置の必要性について

ア 侮辱罪一般の法定刑を引き上げることについて

まず、

- 民事上・行政上の措置は飽くまでも事後的な対応にとどまることから、刑事上の措置には侮辱行為を抑止する効果が期待されるところ、侮辱罪の一般予防効果が十分でない状況に鑑みると、更に法定刑を引き上げるべきである
- 名誉毀損罪の法定刑の上限（拘禁刑3年）を引き上げない場合であっても、誹謗中傷の現状に鑑み、侮辱罪の拘禁刑の上限を2年とすることや、罰金刑の上限を引き上げることが考えられるのではないかとの意見が示されたことから、侮辱罪一般の法定刑を引き上げることについての議論が行われたが、これに対しては、
- 法定刑を引き上げた場合には表現の自由に対する萎縮効果が生じ得ることから、必要性について十分に吟味をする必要があるが、侮辱罪の科刑状況を見ると、自由刑はほとんど利用されていない状況にあり、悪質な事案については、現在の法定刑の中で更に重い処罰が可能であって、現時点では法定刑を更に引き上げる立法事実はない
- 誹謗中傷への対応は、刑罰だけでなく、民事上・行政上の対応も含めた全体的な観点からの検討が必要であり、現時点で更に法定刑を引き上げる必要性は認められない
- 罰金刑の法定刑の上限である30万円では不十分と評価される事案については、拘禁刑を科すことによって対応可能であるなどとして、現時点では侮辱罪一般の法定刑を更に引き上げる必要性は認め難いとの意見が示された。

## イ インターネット上の誹謗中傷を加重類型とすることについて

その上で、

- 被害実態に鑑みると、現在の法定刑で、被害者の受ける精神的苦痛が十分に評価し尽くされているかという点については議論があり得、侮辱の中でも特に悪質なものに限って法定刑を引き上げることが考えられる
- その場合には、保護法益を名誉感情や人格権などとして捉え直すことが考えられる

との意見が示されたことを踏まえ、インターネット上の誹謗中傷に限って加重処罰規定を設けることについて議論が行われたが、これに対しては、

- インターネット上の誹謗中傷には、被害が大きくなりやすいという側面があるが、改正法はインターネット上の誹謗中傷対策として侮辱罪の法定刑を引き上げたものであり、現行の法定刑の範囲内で、被害の重大性も含めて評価することが可能であるように思われ、現時点において改正法による引上げでは不十分であったかどうかを見極めるのは時期尚早である
- 実際に侮辱罪で処理された事例を見ると、SNS上で行われた伝播性の高い侮辱行為については重く処罰され、対面での侮辱行為は軽く処罰されているという傾向があり、現在の法定刑の範囲内で、一定程度、被害の実態に即した量刑判断が行われているように思われ、新たに加重類型を設ける必要はない

といった意見が示された。

また、

- インターネット上の誹謗中傷には、匿名性・持続性・拡散性という特徴があり、その危険性に着目して加重することが考えられる
- といった意見も示されたが、これに対しては、
- そのような特徴が全てのインターネット上の誹謗中傷に当てはまるわけではないところ、重く処罰すべき類型を適切に切り出すことができるのかについてはなお検討を要する
- インターネット上の誹謗中傷によって重大な精神的苦痛が生じるのは、いわゆる炎上のように、多数人の軽微な発言が集積したような事案であるところ、そのような場合に、個々の人物に対して炎上についての責任を負わせることが可能かについては十分な検討が必要である

といった意見が示された。

## ウ 公然性のないインターネット上の誹謗中傷を処罰対象とすることについて

て

さらに、

- 侮辱罪は公然性が要件とされているところ、SNSのダイレクトメッセージを利用した公然性のない誹謗中傷の被害が実際に生じていることから、公然性のないインターネット上の誹謗中傷も処罰対象とすることを検討するべきである
- インターネット上の誹謗中傷により被害者が受ける精神的苦痛を十分に評価する観点から、保護法益を名誉感情や人格権などとして捉え直した場合、公然性のない誹謗中傷も処罰対象とすることが考えられるとの意見が示されたことを踏まえ、公然性のないインターネット上の誹謗中傷も処罰対象とするべきかについて議論が行われたが、これについては、
- インターネット上の誹謗中傷の特徴として拡散性が挙げられるが、公然性のないダイレクトメッセージ等による誹謗中傷にはそのような特徴が認められず、インターネット上のものだけを特別に処罰する根拠に乏しい
- インターネット上の誹謗中傷には匿名性ゆえに容易に犯行が行われるという特徴があるが、そのことを踏まえても、インターネット上のものだけ公然性のない誹謗中傷まで処罰対象としなければならないような差し迫った状況があるとまではいえない
- 被害者の精神的苦痛は、公然と誹謗中傷が行われることによってより大きくなると考えられ、公然性を要件とすることには一定の合理性が認められる
- 公然性のない誹謗中傷も処罰するとした場合、処罰範囲が広がることとなるが、どのように処罰範囲を限定するかが問題となるといった意見が示された。

## 2 「表現の自由その他の自由に対する不当な制約となっていないかどうか」について

### (1) 現状について

侮辱罪と表現の自由その他の自由に関する現状については、

- 檢察においては、一般論として、法定刑の引上げの前後を問わず、侮辱罪に係る事案の処分については、表現の自由にも配意しつつ適切に判断してきた
- 裁判所においては、一般論として、起訴された行為に及んだ動機や経緯、相手方の言動等も認定した上で法令の適用や量刑を行っており、表現の自由についても事案に応じた考慮を行っている
- 現在検挙されている事案の中に、本来であれば公共的な事項に関する表現行為として処罰すべきではない事案が含まれているのではないか、また、改正の趣旨とは異なった方向で侮辱罪の適用が拡大し、表現の自由の不当な制約となっているのではないかとの危惧があり、状況を注視する必要がある

といった認識が示された。

### (2) 具体的な措置の必要性について

具体的な措置の必要性については、

- 実務家にとって、何が攻撃防御の対象となるのかが明らかになっていくことが望ましく、刑法第35条のような一般規定以外に、違法性阻却がされる場合を明文で規定することを検討するべきである
- 檢察官の起訴裁量や裁判所の法解釈という運用による対応に頼るのは法制度としては非常に危険である  
との意見が示されたが、これについては、
- 現時点において、刑法第35条の正当行為に該当すべき行為であるにもかかわらず、有罪となったというような事例は見当たらず、同条以外に正当化される場合に関する規定を設ける必要性は認められない
- 正当化される場合を規定するとしても、結局、刑法第35条と同様の規定とならざるを得ない
- 正当化事由に関して不完全な規定を設けた場合には、それ以外の場合は正当化されないという解釈がされかねないなど、法解釈に混乱が生じ得る
- 実際に刑法第35条が適用されて無罪とされた事案があることにも鑑みると、侮辱罪と表現の自由の保護とのバランスについては、引き続き同条による解決に委ねることが可能かつ現実的である

との意見が示された。

さらに、

- 侮辱罪の構成要件には該当するものの、国家が刑罰権という形で介入すべきでない当罰性の低い行為について、刑の免除の規定を設けることが考えられる  
との意見もあったものの、これに対しては、
- 刑の免除の規定を設けた場合、刑法第35条では違法性阻却がされない事案について刑を免除することとなるが、具体的にどのような事案が想定されるのか明らかではない  
との意見が示された。

### 3 その他の検討事項

#### (1) 「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること」について

被疑者の特定に係る被害者の負担については、

- 被害者が警察に被害を訴えても、プロバイダが警察からの照会に回答しない場合があり、その場合には被害者が自費で発信者情報開示命令の申立て等をしなければならなくなってしまうため、警察からの照会に対して、プロバイダがきちんと早期に回答する制度にするべきである
- 被害者が発信者情報開示命令の申立てをしても、通信記録が残っておらず空振りになる場合があるため、プロバイダの通信記録の保存期間を現在よりも長くすべきである
- 警察においては、人的資源に限りがあることを前提としつつも、効率的に捜査を行うという観点からインターネット上の問題に対処する専門の部署を設けるなど、迅速な対応ができる体制を整えてもらいたいとの意見が示され、これに対しては、
- プロバイダの有する通信記録については、照会だけではなく、差押えや、令和8年5月までに施行される予定となっている電磁的記録提供命令といった制度によって捜査機関が入手することも可能である
- 捜査は、各都道府県警察単位で行っているところ、インターネット上の誹謗中傷事案については、改正法が施行された令和4年以降、全ての都道府県警察で検挙があることに加え、各警察本部のサイバー部門に、高度な専門的知識や技術に基づいた支援を行う専門の捜査員を配置し、必要に応じて、インターネット上の誹謗中傷事案を取り扱う刑事部門や警察署の指導や支援を行っており、引き続き、担当部署で被害者に負担がかかるような対応がないよう、都道府県警察を指導していきたいといった意見が示された。

(2) 「損害賠償命令制度の対象事件を拡大すること」について

侮辱罪を損害賠償命令制度の対象事件に含めることについては、

- 損害賠償命令制度自体を利用しやすいものにするとともに、併せて、侮辱罪も対象事件とすることを検討するべきではないかとの意見が示されたが、これに対しては、
- 損害賠償命令制度は、ある程度一般的・類型的に損害の内容の判断ができる犯罪類型について、刑事手続に付随した手続で簡易迅速に損害賠償請求が行えるように設けられた制度である。しかし、侮辱罪による損害は、事案によって様々であることから、因果関係の有無や損害の範囲等が深刻な争点になり得、一般的・類型的判断になじむものではないため、4回以内の審理期日で審理を終わらせることが困難となるなど、損害賠償命令制度の対象犯罪としたとしても、簡易迅速に損害賠償請求が可能になるとは言い難い。また、侮辱罪を損害賠償命令制度の対象犯罪とした場合、因果関係や損害の範囲等の争点が刑事手続の方でも争点となりかねないなどの問題もある

との意見が示された。

また、

- 損害賠償命令制度の対象犯罪を拡大しても、略式命令が言い渡された場合には利用できないなど、損害賠償命令制度だけでは被害者の救済という観点からは不十分な面があることは否めないため、被害者に対する新たな補償制度を設けるべきである

といった意見も示された。

### (3) その他

#### ア 死者に対する侮辱罪について

ヒアリングにおいて、事件や事故で亡くなった被害者を侮辱する投稿がSNS上で繰り返され、遺族が深く傷つく事例が後を絶たないとの指摘があったことを踏まえ、死者に対する侮辱罪を設けることについて議論が行われ、

○ 現行法上の罪では対応できない死者を誹謗中傷する事例が生じているところ、死者に対する名誉毀損罪の保護法益は、死者が生前に有していた外部的名誉と考えられており、侮辱罪も保護法益は外部的名誉であると考えられていることからすると、死者に対する侮辱罪を設けることは十分検討に値する

との意見が示されたが、これに対しては、

○ 死者に対する侮辱行為一般を処罰対象とすると、歴史上の人物に対する批評も処罰対象となり得るなど、処罰範囲が広がりすぎることとなるため、死者の名誉の保護と表現の自由の保護のバランスの観点から処罰対象を限定する必要がある

○ 刑法第230条第2項は、死者に対する名誉毀損について、虚偽の事実を摘示した場合のみを処罰対象としているところ、事実の摘示を伴わない侮辱行為について、適切に処罰範囲を限定することは困難ではないか

○ 死者に対する法的保護をどこまで及ぼすかという一般的な問題に波及する問題であり、侮辱罪の検討にとどまらない深い議論が必要である

○ 死者に対する侮辱の問題の本質は、遺族に対するダメージが大きい点にあり、遺族に対する名誉毀損罪や侮辱罪で対応するのが現実的な解決ではないか

○ ドイツ刑法では死者の追憶に対する不敬罪が設けられているところ、同罪の実行行為は重大な誹謗中傷に限定されている上、同罪を含む侮辱罪一般について処罰範囲に限定をかけるために表現の自由との利益衡量の規定があり、歴史上の人物に対する批評等については違法性阻却がされる余地があるが、このような免責規定の立て付けは、日本における刑法第230条の2の真実性の証明による違法性阻却の立て付けとはかなり異なっており、日本法において適切に処罰範囲を限定するハードルは高いように思われる

といった意見が示された。

#### イ インターネット上の誹謗中傷の実態調査について

誹謗中傷の実態調査に関し、

- インターネット上の誹謗中傷の実態を把握するために、世論調査やアンケート調査、面接調査を行うなど、何らかの形で暗数調査を行うべきである  
との意見が示されたが、これに対しては、
- インターネット上の言動には様々なものがあり、当罰性のあるものとそうではないものの境界が曖昧である上、被害と感じるかどうかには個人差があることも踏まえると、アンケート調査等を行っても実態を明らかにすることは困難ではないか  
などとの意見が示された。

## 第4 終わりに

改正法は、特にインターネット上の誹謗中傷が社会問題化したことを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まったことを踏まえ、侮辱罪について厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、侮辱罪の法定刑を引き上げたものであったところ、改正法施行後、法定刑の引上げによって、悪質な事案についてより適切に対処できるようになるなど、インターネット上の誹謗中傷対策として一定の効果があったと評価することができる。

他方で、本検討会におけるヒアリングや議論において、

- インターネット上の誹謗中傷に関する相談件数は、改正法施行後も引き続き増加傾向にある
- インターネット上の誹謗中傷は、匿名の多数人によって広く拡散され、消去も困難であることから、被害者に生じる社会的・精神的影響が非常に大きい
- 被害者は、そのような影響を受けている中で、警察への対応や、発信者情報開示命令の申立て等の手続をとる必要があるが、それらの手続の経済的・時間的・精神的負担が大きい
- 誹謗中傷の加害者の中には認知のゆがみがあり、誹謗中傷を繰り返す者がいる

などといった指摘があり、インターネット上の誹謗中傷をめぐる現状は依然として憂慮すべき状況にあることが確認された。

本検討会は、このような指摘を踏まえ、更なる刑事上の措置の要否等について議論を行い、

- 侮辱罪の法定刑を更に引き上げるべきか
- インターネット上の誹謗中傷に関する特別な処罰規定を設けるべきか
- 表現の自由との調整規定を設けるべきか
- 被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減する方策
- 侮辱罪を損害賠償命令制度の対象事件に含めるべきか
- 死者に対する侮辱罪を設けるべきか

等について検討を行ったが、いずれについても、更なる事例や学説上の議論の集積、政府が現在行っている施策の効果を待つ必要があるなどの理由から、現時点において、直ちに更なる措置を講じるべきであるとの結論には至らなかつた。

しかし、インターネット上の誹謗中傷をめぐる現状は、前記のとおり憂慮すべき状況にあり、今後、インターネット上の誹謗中傷をめぐる社会の情勢が変化していく可能性もあることから、引き続き、こうした社会の情勢や侮辱罪の

運用状況を注視していく必要がある。

それとともに、侮辱罪による処罰は表現の自由と緊張関係に立つものであることから、侮辱罪による処罰が表現の自由に対する不当な制約となっていないかとの観点からも、その運用状況を注視していく必要がある。

政府に対しては、こうした社会の情勢や侮辱罪の運用状況に加え、民事上・行政上の様々な施策の状況や効果等も踏まえつつ、刑事上の在るべき対応について、今後も不斷に検討するとともに、その結果に基づいて臨機に対応することを求めたい。

それと同時に、インターネット上の誹謗中傷に適切に対処する観点からは、表現の自由に十分配慮しつつ、侮辱罪を適用すべき事案については個別具体的な事情に応じて適正な処分・科刑が実現されることが重要であり、侮辱罪の運用に関し、関係機関において、本検討会におけるヒアリングや議論の結果を踏まえ、

- 被害者の心情に十分配慮した被害者への適切な対応の徹底
- 事案の当罰性の程度に応じた適正な処分や量刑
- 表現の自由の重要性に配慮した個別の事案ごとの慎重かつ適正な判断等、より一層の適切な運用がされることを期待したい。

## 侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会 委員名簿

(令和7年12月23日現在)

## 【座長】

橋 爪 隆 東 京 大 学 教 授

## 【委員】

赤 羽 史 子	横 浜 地 方 檢 察 庁 総 務 部 長
笹 倉 宏 紀	慶 應 義 塾 大 学 教 授
佐 藤 拓 磨	慶 應 義 塾 大 学 教 授
柴 田 崇	弁 護 士 (東京弁護士会)
島 矢 貴 之	神 戸 大 学 教 授
田 山 聰 美	早 稲 田 大 学 教 授
趙 誠 峰	弁 護 士 (第二東京弁護士会)
内 藤 恵 美 子	福 岡 高 等 裁 判 所 判 事
長 戸 雅 子	産 経 新 聞 東 京 本 社 論 説 副 委 員 長
山 本 哲 也	警 察 庁 刑 事 局 捜 查 第 一 課 長

(敬称略、五十音順)

## 「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」の開催状況

### ○ 第1回 令和7年9月12日開催

- ・ 座長及び委員の自己紹介
- ・ 検討の進め方等について

### ○ 第2回 令和7年10月17日開催

- ・ ヒアリング

### ○ 第3回 令和7年11月4日開催

- ・ ヒアリング

### ○ 第4回 令和7年12月1日開催

- ・ 「侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているか」について
- ・ 「表現の自由その他の自由に対する不当な制約となっていないかどうか」について

### ○ 第5回 令和7年12月23日開催

- ・ その他の検討事項について
  - ① 「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減することについて
  - ② 損害賠償命令制度の対象事件を拡大することについて
  - ③ その他について
- ・ 検討事項全体について

### ○ 第6回 令和8年1月26日開催

- ・ 取りまとめ報告書（案）について

### ○ 第7回 令和8年2月9日開催

- ・ 取りまとめ報告書（案）〔改訂版〕について

## ヒアリング出席者

### 【第2回会議】(令和7年10月17日開催)

- 上沼紫野 違法・有害情報相談センター長、弁護士
- 宮戸常寿 東京大学教授

### 【第3回会議】(令和7年11月4日開催)

- 松永拓也
- 木村響子

(敬称略、ヒアリング順)

**刑法等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院における附帯決議**  
**(侮辱罪関係)**

衆議院		参議院	
一	インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。	一	インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
二	前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。	二	前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
三	第1項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	三	第1項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。
四	侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。	四	第1項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
五	侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。	五	侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
六	本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。	七	公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
七 ～ 十二	(略)	八 ～ 十三	(略)